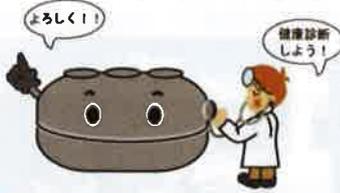


浄化槽を設置されている方へ

浄化槽管理者(浄化槽使用者)の3つの義務

法定検査



浄化槽の放流水質(BOD等)が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを判定します。

※鹿児島県では浄化槽法に基づき、公益財団法人鹿児島県環境保全協会が知事の指定検査機関として指定されています。

保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整等を行います。



清掃

浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。



10人槽以下の 法定検査(定期検査)



鹿児島県では、令和2年4月1日から検査内容を効率化した検査方法としています。

4年のうち1回の検査員による検査と4年のうち3回の採水員による採水員検査となります。

問題がある浄化槽は改善されるまで毎年検査員による検査を行います。

検査手数料

	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
検査員による検査	5,000円	4,000円
採水員による検査	3,000円	3,000円

問合わせ先 鹿児島県知事指定検査機関
公益財団法人鹿児島県環境保全協会

TEL 099-296-9000

<https://www.kagoshima-kankyou.or.jp>

ヤンバルトサカヤスデ駆除剤

不快害虫を3つの盾で強力ブロック!!



散布しやすい専用容器入りで、手間なく不快害虫を駆除!



カーバメート系の優れた効果でムカデやヤスデの侵入防止!



侵入口となる場所などにあらかじめ散布しておくことで侵入予防も可能!



不快害虫駆除剤のご用命は

明日を育むクリエイティブ・カンパニー
株式会社 鹿児島有恒社

〒890-0082 鹿児島市紫原4丁目6番14号

TEL: 099-257-8282

FAX: 099-256-4547

<http://www.k-yukosha.co.jp/>